

「新・すこやか未来アクションプラン」の更新（第3期計画策定）について

1 計画の更新について

- 新・すこやか未来アクションプラン（新潟市子ども・子育て支援事業計画）は、幼児期の教育・保育の提供と、地域の子ども・子育て支援についての5年間の需給計画を定めているもの。
- 現行計画が令和6年度をもって期間満了となることから、第3期計画の策定が必要。
- 現行計画策定時のスケジュールに基づき、令和5年度に計画の基礎数値となるアンケート調査（以下「ニーズ調査」という）を実施し、令和6年度に計画の作成を行う予定。

2 計画策定に向けた調査の実施

- これまで第1期、第2期計画とも国の手引きに沿って、市民が必要とするサービスの量を把握するためのニーズ調査を行っており、第3期計画の策定に向けて同様の調査を行います。
- このニーズ調査を基に、保育や子ども・子育て支援事業等に必要な「量の見込み」と、見込みに見合う提供体制の「確保の内容」とを決め、計画に盛り込みます。

＜参考＞ 量の見込み = 推計児童数 × 潜在的家族類型の割合 × 利用意向率

- 現在、新たなニーズ調査に係る国からの事務連絡が示されておきませんので、予定となります。

3 ニーズ調査の概要（H30調査時のもの。国より調査項目が示される予定）

【調査対象者】

- | | | |
|--|---|-----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前児童の保護者 (2) 小学生の保護者 | } | H30調査時の配布数 各4,400人（計8,800人） |
|--|---|-----------------------------|

【調査方法・内容】

調査方法：住民基本台帳より無作為抽出し、郵送により配布・回収（調査期間：1か月程度）

調査内容：保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の利用状況、
不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり事業の利用希望、
地域の子育て支援事業の利用状況、小学校就学後の放課後の過ごし方、
子育てに関する情報の入手方法、市の施策への満足度など

【回収率】50%程度を想定（H30調査時：就学前保護者45.8%、小学生保護者39.5%）

4 こども基本法との関係について

こども基本法において、市町村は今後国が定める予定の「こども大綱」を勘案して、「市町村こども計画」を作成するよう努めることとされています。また、「市町村こども計画」は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画（本市は「新・すこやか未来アクションプラン」）と一体のものとして作成することができることから、今後の国の動向を踏まえながら、本会議で対応をお諮りします。

5 計画策定及び、子ども子育て会議スケジュール案

資料 1 - 2 参照